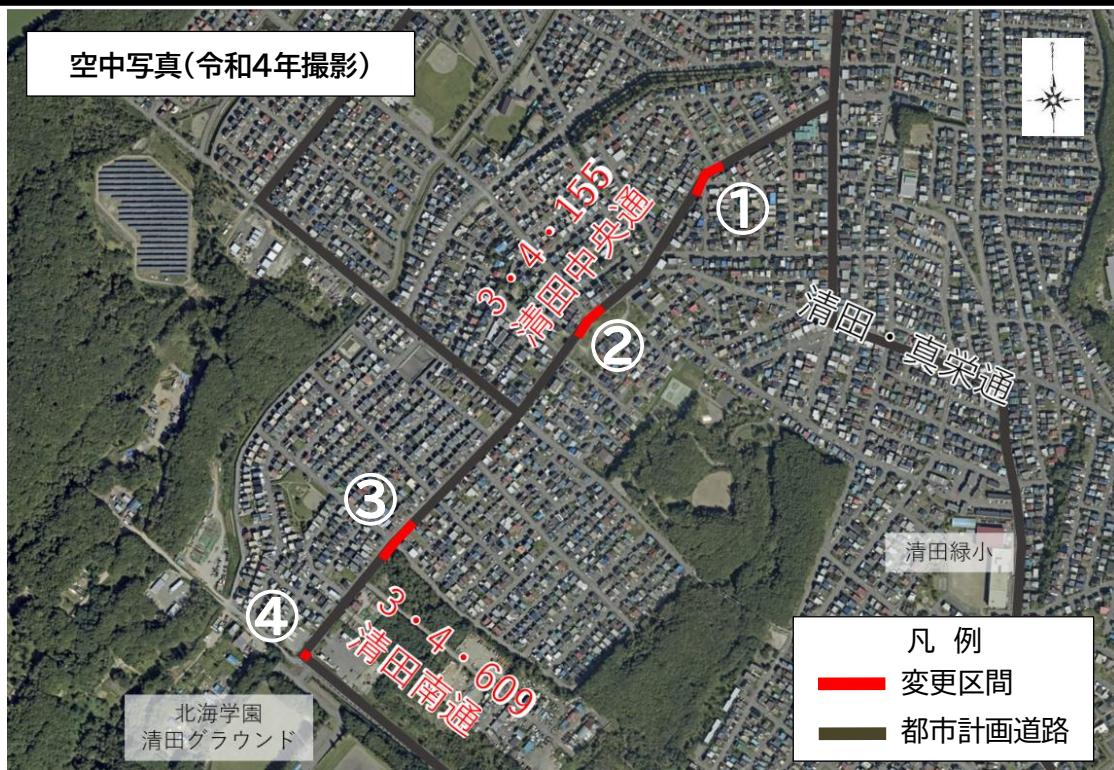


【清田中央通関連】

○都市計画道路の変更 (3・4・155 清田中央通ほか1路線)



1 都市計画変更の概要

【3・4・155 清田中央通】

○線形の一部変更 (①と②)

○幅員の一部変更 (③)

変更前: 18.18m → 変更後: 16.66~18.18m (幅員構成は P2図1のとおり)

変更区間: 約 300m (合計)

○一部区域の変更 (④)

【3・4・609 清田南通】

○清田中央通の変更に伴う一部幅員の変更 (④)

変更前: 21.0~31.07m → 変更後: 21.0~28.07m (幅員構成は P2図2のとおり)

変更区間: 約 20m



【変更前】清田中央通



【変更後】清田中央通

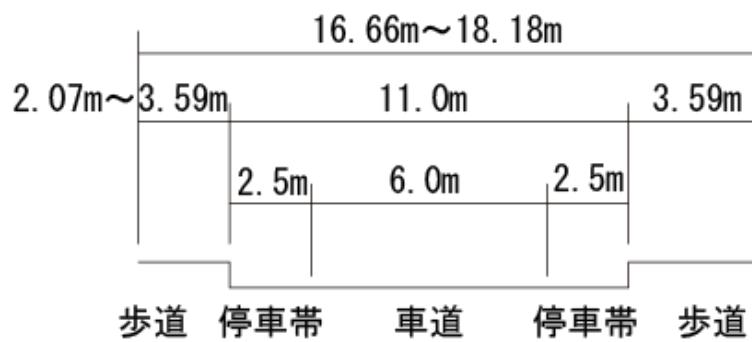
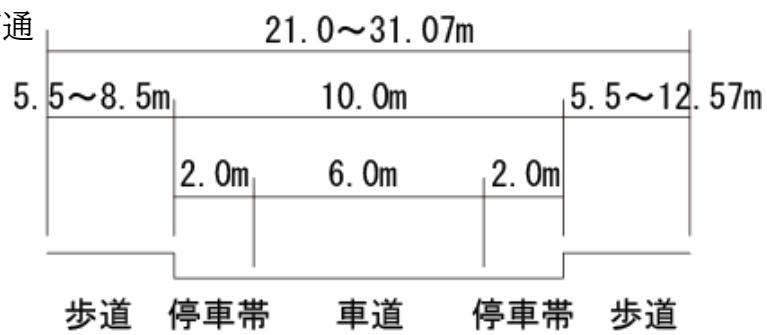


図1 幅員構成③

【変更前】清田南通



【変更後】清田南通

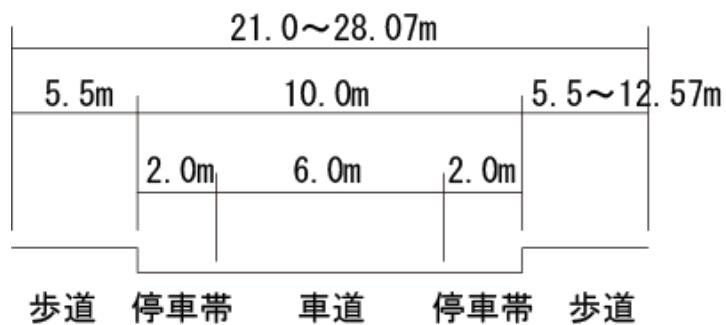
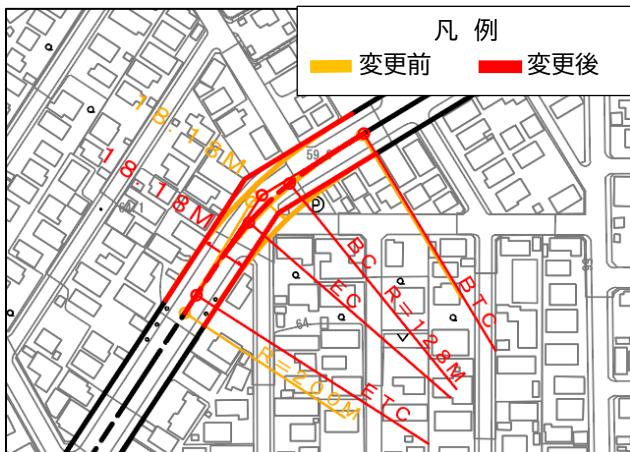


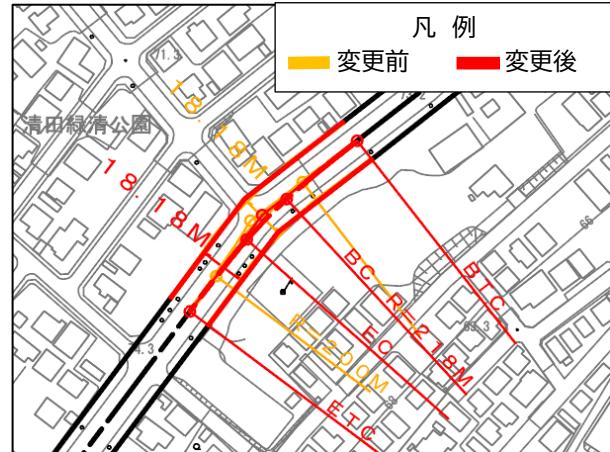
図2 幅員構成④

▽計画図①



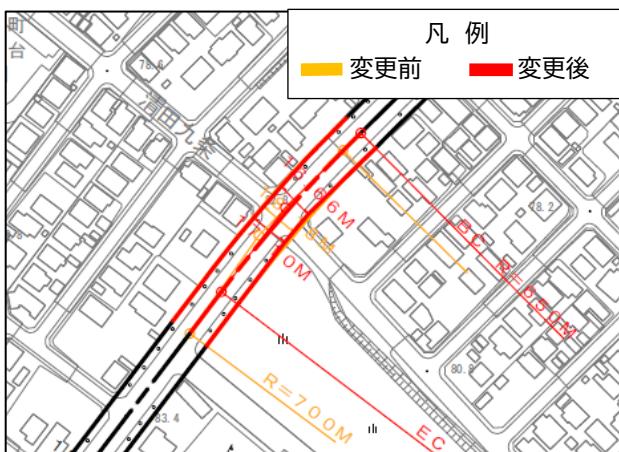
清田区清田6条2丁目

▽計画図②



清田区清田 7 条2丁目

▽計画図③



清田区清田 8 条2丁目

▽計画図④



清田区清田

2 都市計画変更の経緯（理由）

- 本市では、平成 20 年 3 月に都市計画審議会の議論を経て「札幌市都市計画道路の見直し方針」を策定し、都市計画決定後、長期間整備が行われていない道路について、順次、都市計画の見直しを行っている。
 - 清田中央通のうち、今回の変更区間①「清田団地 29 号線～清田団地 27 号線」、変更区間②「清田 6 条 1・2 丁目 1 号線～清田 7 条 1 丁目 5 号線」、変更区間③「清田元町区画整理 7 号線～清田元町区画整理 3 号線」区間の屈曲部及び変更区間④終点部については、都市計画決定（昭和 62 年 2 月 12 日）から 20 年以上が経過していること、事業の実施を検討していないことから、都市計画の見直し対象となっている。
 - 見直し方針に基づき検討を行ったところ、道路構造令に基づく最小幅員及び曲線半径が確保されていることから、現況道路において都市計画道路の機能が概ね確保されていると判断し、現況に合わせた区域に変更するものである。
 - 清田南通の起点部について、清田中央通の終点部の変更に伴い、一部区域の変更を行う。

(参考)「札幌市都市計画道路の見直し方針(概要版)」抜粋

